仕　様　書（案）

大田区を甲とし、受託者を乙とする。

１　件　　名

おおた区議会だより編集業務委託（単価契約）

２　委託期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

３　納品場所

大田区議会事務局

４　規　　格

（１）サイズ　Ａ４

（２）版　式　①24頁（４色）

②16頁（４色）

③８頁（４色）

④４頁（４色）

（３）綴じ無しスクラム製本

５　発行回数、発行時期

原則として以下の表のとおりとする。

発　行　号	予定頁数（刷色）	発行時期（予定）
第１回定例会号	24頁（４色）	令和９年４月下旬
臨　時　会　号	８頁（４色）	令和９年６月中旬
第２回定例会号	16頁（４色）	令和９年８月上旬
第３回定例会号	16頁（４色）	令和９年11月中旬
新　　年　　号	４頁（４色）	令和10年１月１日
第４回定例会号	16頁（４色）	令和10年１月下旬

（１）甲が特に指定する場合は、上記の他、追加して発行することがある。

（２）詳細な発行時期は、契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。

（３）発行回数、頁数（刷色）等を変更する場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

６　委託内容

（１）紙面デザインの検討

乙は、甲の指示に基づき紙面の基調となる色・ロゴを提示し、必要に応じて紙面デザイン案・タイトルの作成を行う。

（２）特集記事の作成

乙は、甲が主催する特集記事の内容を決める企画会議（発行日から４～６か月前に開催）に出席し、記事の起稿及び紙面レイアウト案を作成する。記事を起稿する際は、企画会議の打ち合わせの内容を十分に考慮し、必要に応じて、特集記事の作成に必要なイラスト、グラフの作成又は写真撮影を行うことや、甲が行う対象者への取材等に同行して、紙面に必要な素材を収集する。

なお、特集記事は、第３回定例会号又は第４回定例会号（委託期間内に１回を予定）で掲載することとする。掲載の有無も含め、詳細はその都度、甲乙協議のうえ決定する。

（３）指示及び原稿受領（甲からの原稿出稿）

甲から、紙面作成に当たっての指示及び原稿を受け取る。その際、甲は原則電子データで渡すこととするが、必要に応じて記憶媒体に保存して渡す。

（４）デザイン・レイアウト、イラスト、写真などの対応

ア　毎号専任デザイナーが担当し、甲からの指示に沿ってデザイン・レイアウトを行う。デザイン・レイアウトには、紙面全体の構成、見出し・本文・写真・イラスト・図表等の配置、段組み及び余白の調整、書体・文字サイズ・色彩等の調整を含む。

イ　甲から指示があった場合や紙面作成にあたって必要とした場合は、イラスト、地図を各号の作業工程期間内に作成する（委託期間内に、カットイラスト５点以内）。これを超える場合はその都度、甲乙協議のうえ決定する。

ウ　甲が１面掲載写真又はイラストを必要とする場合は、甲の指示により、乙は、乙の専門スタッフにより対応することとする。

ただし、写真が甲の指示どおりでない場合は、乙の負担により撮り直しを行うものとする。

エ　甲の指示により乙が写真撮影を行う際は、事前に甲、乙及び乙の専門スタッフによる打合せを行うなど、乙は、甲の指示する写真を提供できるよう配慮すること。

（５）校正

校正は発行回ごとに原則３回とする。校正ゲラは、甲へＰＤＦファイルに変換したデータを送付することとする。なお、乙において校正専門職（文章のリライト）による最終校正を行うものとする。

（６）色校正

乙は、指定日（製版入稿日）に印刷用データを、甲が別途指定する印刷業者に送付する。その後、必要に応じ、印刷業者から受け取ったゲラを甲が指定する場所で甲と共に確認し、修正があった場合は、原則印刷業者が修正を行う。ただし、レイアウト等に関係するような高度な修正があった場合は、乙が修正を行う。

（７）ＰＤＦファイルの作成

乙は、印刷業者に渡したデータを基にＰＤＦファイルを作成し、甲に提供する。

（８）議員個人写真の加工

甲から議員の広報用写真の提供があった際、乙は区議会だより掲載用に写真背景の切り抜き、合成及びその他必要に応じた加工処理を行い、７営業日以内に甲にデータを提供するものとする。

（９）作業工程

原則として下記のとおりとする。

	乙の作業内容
発行の４～６か月前	特集記事企画会議への出席、特集記事の内容及び紙面構成の検討、取材先等への同行
発行の２～３か月前	特集記事ラフ校正
広報委員会５開庁日前	特集記事を提示
広報委員会終了後	特集記事を決定後、表紙イラスト又は写真のテーマの受注、全体デザイン案の受注
本会議終了後	甲から原稿受領（出稿）
→５開庁日後	初校提示、表紙イラスト又は写真案提示
→３開庁日後	初校確認結果受領
→２開庁日後	再校提示
→２開庁日後	再校確認結果受領
→２開庁日後	３校提示
→２開庁日後	３校確認結果受領（入稿）、入稿データを印刷業者へ渡す
→１開庁日後	校正専門職による指摘内容提示
→１開庁日後	色校への参加

ア　作業工程については、スケジュールの都合上、短縮等、変更する場合

がある。

イ　新年号の作業行程は甲から別途提示する。

7　支払方法

検査終了後、編集業務については号ごとに、議員個人写真の加工業務については当該加工業務ごとに請求に基づき支払う。

8　特記事項

（1）作業日程の詳細については、甲乙協議のうえ決定する。

（2）本契約の制作物の著作権は、納品と同時に甲に帰属する。ただし、6（4）イ及びウのイラスト、写真の取扱いは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

（3）乙は、常に編集業務委託に必要なスタッフを配置し、質の高いデザイン及び紙面の統一感を維持する。編集結果が甲の意向に添わない場合、甲は乙の編集担当の交替を要求することができる。

（4）乙の編集担当を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（5）乙は業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

（6）乙は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入する。

（7）その他、定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。